

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 1

【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 エス・ディー・プリファード・キャピタル・リミテッド
(SD Preferred Capital Limited)
代理人 昭和電工株式会社
代表取締役社長 市川 秀夫

【住所又は本店所在地】 東京都港区芝大門一丁目13番9号

【報告義務発生日】 平成26年4月9日

【提出日】 平成26年4月16日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	昭和電工株式会社
証券コード	4004
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	エス・ディー・プリファード・キャピタル・リミテッド（SD Preferred Capital Limited）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島・KY1-1104・グランドケイマン・アグランドハウス・私書箱309 PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成21年9月17日
代表者氏名	山下 哲也
代表者役職	取締役
事業内容	優先出資証券の発行等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-8518 東京都港区芝大門一丁目13番9号 昭和電工株式会社 財務・経理部 谷口 安行
電話番号	03(5470)3392

(2)【保有目的】

--

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	0	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	0 P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		0
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年4月9日現在)	V		1,497,112,926
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)			0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)			6.20

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成26年4月9日	新株予約権付社債	82,474,226	5.51	市場外	処分	昭和電工株式会社	291円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社は、ユーロ円建交換権付永久優先出資証券を発行し、当該優先出資証券に付された交換権の行使に伴う当社保有の新株予約権付社債との交換が予定されていたが、当該新株予約権付社債の処分及びその消却に伴い、当該優先出資証券は、平成26年4月9日付で消却された。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地